

盛岡市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 7 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
同 藤 尾 善 一  
同 佐 藤 敬 三  
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は保健福祉部及び盛岡市保健所である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

| 実 地 監 査 対 象 部 課 等                        | 監 査 実 施 年 月 日                     |
|------------------------------------------|-----------------------------------|
| 保健福祉部<br>児童福祉課，次世代育成支援事務局，介護高齢福祉課，高齢者支援室 | 平成 24 年 11 月 12 日から同年 11 月 15 日まで |
| きたくり保育園，さくらがおか保育園，うえだ保育園，手代森保育園，東見前保育園   | 平成 24 年 11 月 16 日                 |
| 盛岡市保健所<br>健康推進課，保健予防課                    | 平成 24 年 11 月 7 日から同年 11 月 9 日まで   |

第 2 監査の範囲

平成 23・24 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，

その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

## 別 紙

### I 保健福祉部

#### 児童福祉課

##### 【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが1件見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり，勤務実績報告書の記載誤りにより，支給額に誤りのあるものが3件見られた。当該時間外勤務手当について，追給及び返納の手続を行うことを求める。

#### 介護高齢福祉課

##### 【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが5件見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり，時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより，支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について，追給の手続を行うことを求める。

##### 【注意事項】

- 1 高額介護サービス費の支給に当たり，内容に不備のある相続人代表者選任届を受理しているものが8件見られたので，適正な事務の執行を求める。

#### 高齢者支援室

##### 【指摘事項】

- 1 費用弁償の支給に当たり，日帰り旅行旅費の報告誤りにより，支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該費用弁償について，追給及び返納の手続きを行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり，所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について，返納の手続を行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり，勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより，支給額に誤りのあるものが4件見られた。当該時間外勤務手当について，追給及び返納の手続きを行うことを求める。

##### 【注意事項】

- 1 週休日の振替に当たり，振替命令が事前に行われていないものが見られたので，適正な事務の執行を求める。

2 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 休憩時間を適正に与えていないもの 7 件
- (2) 勤務区分の記載に誤りがあるもの 2 件

### **きたくり保育園**

#### **【指摘事項】**

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告の報告誤りにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

#### **【注意事項】**

- 1 時間外勤務命令に当たり、勤務区分の記載誤りのあるものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

### **さくらがおか保育園**

#### **【注意事項】**

- 1 時間外勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) 休憩時間を適正に与えていないもの 2 件
  - (2) 勤務区分の記載に誤りがあるもの 1 件

### **うえだ保育園**

#### **【指摘事項】**

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

#### **【注意事項】**

- 1 時間外勤務命令に当たり、休憩時間を適正に与えていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

## **II 盛岡市保健所**

### **健康推進課**

#### **【指摘事項】**

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが5件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、休日勤務手当を支給された週の週休日（振替勤務）の勤務時間に対して、時間外勤務手当を支給しているものが1件見られた。当

該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

**【注意事項】**

- 1 週休日の振替に当たり、振替命令が事前に行われていないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

**保健予防課**

**【指摘事項】**

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。